

「金融・資産運用特区」の創設に伴う 国家戦略特区の指定・取組について（案）

「金融・資産運用特区」に関する国家戦略特区での対応

「金融・資産運用特区」の取組の中で、国家戦略特区では「ビジネス・生活環境整備」と「各地域の成長分野」を中心に規制・制度改革について検討。計20回の特区WGヒアリングを実施。

	北海道・札幌市	東京都／大阪府・市／福岡県・市
7日		「金融・資産運用特区」全体構想（金融庁）
2月 29日	全体構想① ビジネス・生活環境の整備関連 中心	スタートアップの成長を加速させる外国人投資家向けビザの創設（北海道・札幌市／東京都）
7日		全体構想（3地域）
13日	高度人材ポイント制にかかる特別加算の項目の条件緩和	
22日		行政手続きの英語対応①（社会保険関係）
3月 26日	全体構想② GX関連 中心	行政手続きの英語対応②（法人登記等／在留資格申請）
27日	再エネ導入に係る環境アセスにおける国・地域セントラル方式の拡大	
9日	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和	
11日	外国船籍の船舶の活用／海外港への寄港要件の緩和	
4月 17日	補助金適正化法の適用除外、無担保での信用保証、EEZにおける洋上風力発電の設置（いずれも調整状況を委員に報告）	
19日		行政手続きの英語対応①（社会保険関係）※再ヒア
24日	「一定の銀行業高度化等会社」の業務へのGX業務の追加	公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備・公立大学の出資範囲の拡大（東京都／大阪府・市）
9日		行政手続きの英語対応②（法人登記等）※再ヒア
		行政手続きの英語対応②（在留資格申請）※再ヒア
5月 13日		信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大（東京都）
20日	「金融・資産運用特区」について（大臣参加）	「適格機関投資家等特例業務」に係る投資家の出資要件の緩和について（福岡市）
23日		「金融・資産運用特区」の進捗状況等（金融庁）

規制・制度改革の提案内容と方針：①ビジネス・生活環境整備

特区WG等における各省庁との検討を踏まえ、大半の項目について具体的な進捗が見られる状況。各提案内容と規制・制度改革の方針は下記の通り。

【提案地域】
 北海道：北海道・札幌市
 東京：東京都
 大阪：大阪府・市
 福岡：福岡県・市

No.	項目	提案地域	提案内容	規制・制度改革の方針 〔国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（案）要旨〕
1	行政手続の英語対応	北海道 東京 大阪 福岡	商業登記、定款認証、在留資格申請の手続きについて、英語で完結することを可能とする。	<商業登記・定款認証> 英語での手続完結を見据え、申請書、定款等の作成を支援する方策について検討し、2024年度中に所要の措置を講ずる。 <在留資格申請> 英語での手続完結を見据え、一部の定型的な文書では日本語訳の添付を不要としている運用を明確化し周知することについて、2024年度中に所要の措置を講ずる。
2			法人設立時の健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働保険の手続きについて、英語で完結することを可能とする。	英語での手続完結を見据え、自治体の開業ワンストップセンター等において、英語での申請書の作成・提出が可能となるよう、2024年度後半の早期に所要の措置を講ずる。
3	スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格の創設	北海道 東京 大阪	スタートアップへ投資する外国人投資家向け在留資格を創設する。	国家戦略特区において、一定額を国内のスタートアップに投資すること等を要件として、投資家（エンジエル投資家を含む）向けビザを創設することについて、2024年度中を目処に必要な措置を講ずる。
4	高度人材ポイント制の特別加算の対象となる自治体の支援措置の明確化	北海道	自治体等の認証を受けたGX関連企業等に就労する外国人へポイントを特別加算する特例措置を実施する。	自治体による支援措置の要件について、補助金の交付や支援税制を伴わない場合でも対象となる場合があることを2024年度中に明確化する。

規制・制度改革の提案内容と方針：②成長分野

No.	項目	提案地域	提案内容	規制・制度改革の方針 〔国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（案）要旨〕
5	洋上風力発電設備の設置・保守に係る外国籍船の利用及び外国人材の活用	北海道	洋上風力発電の設置・保守に係る作業船について、日本籍船の確保が困難な場合に外国籍船の利用を認める。 外国人船員等が乗船する場合に求められる60日以内の海外港への寄港を緩和する。	輸送内容が明らかになった時点で日本籍船のみでの対応が困難である場合に、特許を付与することについて、事業者の予見可能性を高めるため、2024年度中に必要な省令改正等を行う。 洋上風力発電設備の設置・保守に要すると見込まれる人員の職務・役割等の見通し等を踏まえ、当該外国人材の活用の在り方等、対策を検討する。
6	風力発電事業に係る環境影響評価の在り方に関する検討	北海道	再エネ導入に係る環境アセスメントについて、国によるセントラル方式を確立する法令を整備する。	洋上風力発電事業については、国による調査等の実施等を盛り込んだ、再エネ海域利用法の改正案を令和6年通常国会に提出した。
7	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和	北海道	圧縮水素の貯蔵量上限について、安全対策を講じた上で規制の適用を緩和する。	上限規制の適用除外を見据え、特例許可を受けるために必要な保安基準等を検討し、2024年度中に結論を得る。
8	排他的経済水域における洋上風力発電設備の設置	北海道	洋上風力発電整備について、排他的経済水域を活用可能とする法令を整備する。	排他的経済水域における洋上風力発電設備等の設置に係る制度の創設等を盛り込んだ、再エネ海域利用法の改正案を令和6年通常国会に提出した。
9	財産処分承認基準の明確化	北海道	補助金を活用して取得したデータセンター等について、担保に供することを可能とする。	総務省の「財産処分承認基準」について、具体的な承認の許容例を明確化する改正を2024年4月に行った。
10	公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備	東京 大阪	公立大学法人も、ベンチャーキャピタルやファンド等に対して、国立大学法人と同水準の範囲の出資を可能とする。	公立大学法人においても、国立大学法人と同水準の範囲において、出資を可能とする環境の整備について検討し、2024年中に結論を得る。

規制・制度改革の提案内容と方針：③金融関連

金融関連の規制・制度改革は金融庁が主体的に検討してきたが、
地域限定の特例措置や信用保証制度（中小企業庁所管）は、国家戦略特区の枠組みの下で検討

No.	項目	提案地域	提案内容	規制・制度改革の方針 〔国家戦略特区において取り組む規制・制度改革事項等について（案）要旨〕
11	銀行業高度化等会社におけるGX産業関連の規制緩和	北海道	銀行法で定める「一定の銀行業高度化等会社」の業務にGX関連産業を追加する。	「一定の銀行業高度化等会社」の枠組みの活用について、国家戦略特区における具体的な措置の在り方を検討し、2024年中を目処に所要の措置を講ずる。
12	GX事業に係る保証付き融資制度の整備	北海道	信用保証協会を利用して、GX事業の設備資金等の調達を行う場合に、無担保保険を活用した新たな保証制度を整備する。	GX事業に係る保証付き融資制度を2025年度早期に整備するための具体的な方策を、2024年内に検討し結論を得る。
13	信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大	東京	信用保証制度や日本政策金融公庫等の融資対象となる金融・保険業の対象範囲を拡大する。	中小企業に対する信用保証等の対象について、新たに生じた業種が柔軟に対象となるような方策を、2024年度中に検討する。
14	「適格機関投資家等特例業務」に係る投資家の出資要件の緩和について	福岡	ベンチャー・ファンドに対する出資について、出資総額の制限（出資総額の2分の1未満まで）を緩和する。	ベンチャー企業の経営に関し相応の投資判断能力があるものと考えられる投資家について、出資総額の制限を緩和する方向で、国家戦略特区における具体的な仕組み等について検討する。

国家戦略特別区域の指定地域

- 国家戦略特別区域は、令和6年6月時点で、下記13区域を指定
- 「金融・資産運用特区」の対象候補地域で、国家戦略特区未指定は「**北海道・札幌市**」
⇒金融・資産運用特区において、国家戦略特区を活用し規制・制度改革を進めるには、新たな指定が必要



北海道・札幌市が目指す姿（構想の概要）

北海道・札幌が有するポテンシャルの高さ

- 国は、カーボンニュートラル実現と産業競争力強化・経済成長を共に達成していくため、今後10年間で150兆円超ともいわれるGXの官民投資を実行するとしています。
- 北海道には、国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルがあり、洋上風力、水素、蓄電池、海底直流送電網といったインフラ投資を今後加速的に進めていく必要があります。また、データセンターや半導体産業の集積を背景に、多様性のある広大な大地を有効に活用した、AIに関する実証・実装の先進地となるポテンシャルを有しています。
- 札幌は、都市と自然が調和した世界でも類を見ない魅力的な街です。充実した都市基盤や大学などの研究機関の集積など優れたビジネス環境を有し、夏は爽やかで過ごしやすく、食料自給率223%（都道府県1位）を誇る大自然が育んだ安全で美味しい「食」、世界有数のパウダースノーなどが暮らしを彩ります。

「GX金融・資産運用特区」を通じて、めざす姿

- この、国内随一のGXポテンシャルと世界を魅了する札幌の街の魅力を活かし、「GX金融・資産運用特区」を活用しながらGX産業のサプライチェーン構築・雇用創出を図るとともに、新技術やイノベーションを生み出すスタートアップの創出・育成を進め、世界中から、資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌に呼び込みます。
- こうした取組を通じて、北海道・札幌は、日本の再生可能エネルギー供給基地、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターを実現します。

めざす姿の実現に向けた取組（規制の特例措置等）

G X 関係

風力・再エネ

「洋上風力発電」拡大のための、外国船籍の船舶の利用や環境影響評価等に関する規制の緩和など

水素

「水素サプライチェーン」構築のための、圧縮水素に係る貯蔵量上限の規制緩和など

AI・スタートアップ

「AI実装の先進地」を目指し、スタートアップを育成・誘致しながら広大な大地等を活かした多数の実証実験の実施

高度人材確保

インフラ投資等の知見を有する投資家誘致・育成等のための、専門外国人材受入れに係る在留資格緩和など

金融関係

情報プラットフォーム・認証制度

英語行政手続き

資金調達・金融支援

目指す姿

全道域のGX産業の振興



札幌市域での金融機能の強化・集積



日本の再生可能エネルギーの供給基地
アジア・世界の金融センターの実現

- 特区WGにおいて、北海道・札幌市の構想・意欲を複数回聴取（5月20日は地方創生担当大臣参加）
- 国家戦略特区基本方針に定める指定基準を踏まえ検討した結果、
下記のように今後の課題・期待もある一方で、「北海道を国家戦略特区として指定し、取組を進めることが適當」との結論に至った。

提案全体への評価について

- 金融・資産運用特区だけでなく、国家戦略特区の指定を念頭においた提案。
- 金融庁所管に関する特区での本格検討が初めてであることなど、金融の面でも十分に先進的な取組。
- 資金調達関連産業のスタートアップなど、エコシステム全体の提案を行うものと評価。
- 非常に具体的で夢のある提案。着眼点・視点がよい。プロジェクトの実現を強く期待。
- GXに着目し、北海道のポテンシャルをフルに生かした素晴らしい提案。
- GXとDXの掛け合わせで産業振興まで一致して行うもので大変価値がある。
- GX関連や半導体データセンターも組み合わせた提案は、非常に先進的であり、我が国全体の戦略ともオーバーラップするもの。
- 経済社会的効果は非常に大きく、全国への広範な波及効果が期待される。
- 規制改革の提案の議論もかなり進んできている。
- 洋上風力は、エネルギー供給の観点で重要な課題であり、その実現は意義がある。

今後の取組が期待される点について

- 8つのGXプロジェクトの推進のみならず、プロジェクト間の横の連携やさらに新しいプロジェクトを期待。
- アジア・世界の金融センターになるためには、具体的で強力なアクションプランが必要。
- 金融関連も含めた継続的な提案とその実現のための体制の一層の進化を期待。
- 継続的な取組が必要。強力なアーキテクトとそれを支える協力組織が必要。
- 具体的なプレイヤーや有能な外国人材を確保し、金融機能の集積をさらに深めるべき。
- 雇用創出のみならず、人材確保やマッチングが重要。
- GX関連について、地場産業の参加含めサプライチェーンの構築が重要であり、事業者等の具体化を進めることが必要。
- 特区のスケジュールと整合的な形で、迅速に電力線増強を進めるとともに、海底直流送電だけでなく、データセンターの誘致も徹底すべき。
- 水素関連事業について、特区を活用して規制を変えながら実験していくことが重要。

北海道・札幌市提案を踏まえた国家戦略特別区域の取組方針（案）

1 対象区域

北海道

2 目標

北海道の国内随一のGXポテンシャルと世界を魅了する札幌の街の魅力を活かし、「GX金融・資産運用特区」を活用しながらGX産業のサプライチェーン構築・雇用創出を図るとともに、新技術やイノベーションを生み出すスタートアップの創出・育成を進め、世界中から、資産運用会社等の金融機能を北海道・札幌市に呼び込む。

こうした取組を通じて、北海道・札幌市は、日本の再生可能エネルギー供給基地、そして、世界中からGXに関する資金・人材・情報が集積するアジア・世界の金融センターの実現を図る。

3 政策課題

- (1) GX産業のサプライチェーン構築・雇用創出と人材確保の促進
- (2) GX事業の推進・加速化及び金融機能の集積に向けた高度外国人材の受入環境の整備
- (3) 新技術やイノベーションを生み出すスタートアップの創出・育成及びAIに関する実証・実装の促進
- (4) 投資市場の信頼性と魅力の向上を図るとともに、道内でGX関連等の事業を行う者が資金調達しやすい環境の整備
- (5) 英語のみで行政手続が完結できるなど海外企業の参入を促進するためのビジネス・生活環境の整備

4 事業に関する基本的事項

(実施が見込まれる特定事業等及び関連する規制改革事項)

- < G X >
- ・洋上風力発電の設置・保守に係る外国船籍の船舶の活用
 - ・外国人船員等が乗船する船舶の海外港への寄港要件の緩和
 - ・圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

- <雇用・創業>
- ・外国人の創業促進(英語での行政手続き、開業ワンストップセンター)
 - ・高度人材ポイント制に係る特別加算の条件緩和

- <資金調達・経営支援>
- ・銀行業高度化等会社におけるGX産業関連の規制緩和
 - ・GXスタートアップ投資家向け在留資格の創設

ア) 区域内における経済的・社会的效果

当該区域において実施されるプロジェクトにより当該区域内において大きな経済的・社会的效果が生じること。

イ) 国家戦略特区を越えた波及効果

当該区域においてプロジェクトを実施することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を通じて、全国的な社会的・経済的效果も含め、広く波及効果を及ぼすものであること。

ウ) プロジェクトの先進性・革新性等

当該区域において実施されるプロジェクトが、先進性・革新性を有するもの（従来なかった取組を新しく行う場合を含む。）であり、日本の経済社会の風景を変えるような取組と認められること（国内外に発信する価値のある日本の魅力や日本で培われた制度等を活かした取組を含む。）。

エ) 地方公共団体の意欲・実行力

区域内の地方公共団体が、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成のために、地域独自の取組を進め、又は進めようとしているなど課題に取り組む意欲が高く、規制・制度改革をスピード感をもって、継続的に遂行する実行力があると認められること。

オ) プロジェクトの実現可能性

区域内の地方公共団体並びに特定事業等を実施すると見込まれる者において、プロジェクトを推進する体制が構築されており、関係者間の必要な合意形成が進んでいるなど国家戦略特区におけるプロジェクトの実現可能性が高いこと。

カ) インフラや環境の整備状況

産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で、それに必要な産業、都市機能等の相当程度の集積があるなど、目的の実現に必要なインフラや環境が整っている、又は整うことが見込まれること。

キ) 区域指定の分類に応じ、それぞれ以下の事項

a) 「比較的広域的な指定（都道府県又は一体となって広域的な都市圏を形成する区域を指定する区域指定）」の場合には、当該区域において実施されるプロジェクトが、分野横断的な広がりを持っている等の包括性・総合性を有すること。

b) 「革新的事業連携型指定（一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、国家戦略として革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込んで特定し、地理的な連携性にとらわれずに指定する区域指定）」の場合には、当該区域において実施される実施されるプロジェクトが、高い価値を有し、当該区域でしか実現できないほどの革新性を有すること。